

大阪広域環境施設組合監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年11月5日

大阪広域環境施設組合
監査委員 阪井千鶴子
同 片山一步

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 松井 一郎

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

通知を受けた日：令和3年10月26日

対象：令和2年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
3 (2)	入札時における質問回答書の取扱いについて改善を求めるもの 環境施設組合の契約書のひな型においては、例えば業務委託契約書（経常型）では、第1条において「発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この	1 ・契約書への添付が必要な書類について、契約約款に則り、設計図書に質問回答書が含まれる旨の認識を契約担当で共有したうえで、令和2年11月1日以降に質問回答を行った案件においては、開札日前日となる日に質問回答書を含む契約書への添付が必要な書類の有無を、担当者と担当係長によるダブルチェックで行う体制に仕組みを整え、上記について、令和3年度当初から正式な事務取扱いとする意思	措置済	令和3年 5月31日

契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない」と規定され、その他の種別の契約書においてもほぼ同様の規定が置かれている。

上記のとおり、入札公告書の規定に沿って提出された質問に対する質問回答書の内容は契約当事者を拘束するものであり、そのためにも、契約書に設計図書の一部として添付されるべきものである。

しかしながら、今回、令和元年度における契約案件等の書類の抽出により調査したところ、入札時における質問回答書の取扱いについて、以下の実態が見受けられた。

- ・質問回答書が添付されている契約書が全くなかった。
- ・一方で、入札手続時において、質問回答書を公表している案件は複数見受けられた。

よって、以下のとおり勧告する。

[改善勧告]

1 経理課は、契約書のひな型に

決定を行い、令和3年4月1日から運用している。

2

- ・契約期間中かつ、契約書に質問回答書の添付が必要な案件について、契約相手方に対して、質問回答書が契約書の一部を構成するものであることを通知したうえで、確認記録をとった。

3

- ・契約事務マニュアルに質問回答書の位置付けについて追記し、庁内グループウェアに掲載するとともに、全職員に対して周知文を通知した。

において「設計図書に質問回答書が含まれる」旨が規定されている趣旨を改めて確認の上、契約書への添付が必要な書類等を改めて判断し、適正な内容の契約書を取り交わす仕組みを整えること。

2 経理課は、契約書に質問回答書が添付されていない契約が契約期間中である場合、その相手方に対して、質問回答書の交付等の手段により、質問回答書が契約書の一部を構成するものであることを確認した記録を整えること。

3 経理課は、契約締結前の質問回答の位置付けについて、経理課内部のみならず、設計や監督、検査に携わる全職員に対して周知すること。